

大阪市病児保育事業の届出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の18に規定する病児保育事業に係る届出に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、病児保育事業とは、法第6条の3第13項において規定する事業をいう。

(事業開始の届出)

第3条 本市の市域において、病児保育事業を行う者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の38の各号に掲げる事項を、病児保育事業開始届（様式第1号）により、市長に届け出なければならない。

(事業変更の届出)

第4条 事業者は、前条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1か月以内に、その旨を、病児保育事業変更届（様式第2号）により、市長に届け出なければならない。

(事業の廃止・休止の届出)

第5条 事業者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、規則第36条の39の各号に掲げる事項を、病児保育事業廃止（休止）届（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

(届出の特例)

第6条 大阪市病児・病後児保育事業実施要綱に基づき本市の委託を受けて病児保育事業を行う者については、同要綱に定める届出を行うことにより、この要綱に基づく届出を行ったものとみなす。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(届出に関する経過措置)

第2条 この要綱の施行時点で、現に病児保育事業を行っている者の事業開始の届出については、第3条の規定に関わらず、この要綱の施行の日から起算して3月以内に行わなければならない。

附則

この要綱は、平成28年2月29日から施行する。

この要綱は、令和元年7月2日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

(提出先)

大阪市長

名 称

代表者氏名

病児保育事業開始届

標記について、児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業を開始したいので、同法第34条の18第1項の規定に基づき届出します。

【全類型共通】

事業の種類 (事業の類型)	病児対応型・病後児対応型・体調不良児対応型・非施設型(訪問型)
事業の内容(※1)	

経営者氏名 (法人等の名称)	
経営者住所 (主たる事務所の所在地)	

職員の定数及び 職務内容	職員数 名(常勤 名 非常勤 名) (職員氏名や職務の内容等は別紙に記載)
主な職員の氏名及び経歴	(別紙に記載)
事業区域(※2)	
施設の名称	
施設の種類	
施設の所在地	大阪市 区 電話
利用定員	人 事業開始年月日 令和 年 月 日

定款その他の基本約款	(書類を添付)
------------	---------

【病児対応型及び病後児対応型】

面 積 及 び 構 造	施設の面積	m ²		
	保育室	m ² [1人あたり	m ²]	
	建物の構造	造	階建 (設置図、平面図を添付))
設 备	観察室	安静室	調理室	
	ベビーベッド	遊具		
	その他 ()

【体調不良児対応型】

面 積 及 び 構 造	施設の面積	m ²		
	保育室	m ² [1人あたり	m ²]	
	乳児室又はほふく室	m ² [1人あたり	m ²]	
設 备	建物の構造	造	階建 (設置図、平面図を添付))
	ベビーベッド	遊具		
	その他 ()

※1 事業内容を簡潔に記載のうえ、事業計画書及び収支予算書を添付してください。ただし、インターネットを利用して内容を確認できる場合は、URL等を記載してください。

※2 「事業区域」欄には、市区名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載してください。
なお、一部の地域が実施地域である場合は適宜地図を添付してください。

別紙

1 主な職員について

職員氏名	生年月日	常勤・非常勤	職務の内容	資格の内容

※主な職員とは、施設長、当該事業のサービス提供責任者等をいいます。

*資格の内容及び主な経歴を確認できる書類を添付してください。

※主な職員が人事異動等により交代する場合は、変更届の提出が必要です。

2 参考（病児保育事業担当職員名簿）

※事業を担当するすべての職員について記載してください。

※主な職員以外の担当者が人事異動等により交代する場合は、変更届の提出は必要ありません。

令和 年 月 日

(提出先)

大阪市長

名 称

代表者氏名

病児保育事業変更届

標記について、児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業の届出事項に変更が生じたため、同法第34条の18第2項の規定に基づき届出します。

【全類型共通】

事業の種類 (事業の累計)	病児対応型・病後児対応型・体調不良児対応型・非施設型(訪問型)
事業の内容	

経営者氏名 (法人等の名称)	
経営者住所 (主たる事務所の所在地)	

職員の定数及び 職務内容	職員数 名(常勤 名 非常勤 名) (職員氏名や職務の内容等は別紙に記載)		
主な職員の氏名及び経歴	(別紙に記載)		
事業区域(※1)			
施設の名称			
施設の種類			
施設の所在地			
利用定員	人	事業変更年月日	令和 年 月 日

定款その他の基本約款	(書類を添付)		
------------	---------	--	--

【病児対応型及び病後児対応型】

面 積 及 び 構 造	施設の面積	m ²		
	保育室	m ²	[1 人あたり	m ²]
	建物の構造	造	階建 (設置図、平面図を添付)	
設 備	観察室	安静室	調理室	
	ベビーべッド	遊具		
	その他 ()

【体調不良児対応型】

面 積 及 び 構 造	施設の面積	m ²		
	保育室	m ²	[1 人あたり	m ²]
	乳児室又はほふく室	m ²	[1 人あたり	m ²]
	建物の構造	造	階建 (設置図、平面図を添付)	
設 備	ベビーべッド	遊具		
	その他 ()

※施設の名称欄、事業変更年月日欄と変更が生じた欄について記入してください。

※1 「事業区域」欄には、市区名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載してください。

なお、一部の地域が実施地域である場合は適宜地図を添付してください。

別紙

1 主な職員について

職員氏名	生年月日	常勤・非常勤	職務の内容	資格の内容

※主な職員とは、施設長、当該事業のサービス提供責任者等をいいます。

*資格の内容及び主な経歴を確認できる書類を添付してください。

※主な職員が人事異動等により交代する場合は、変更届の提出が必要です。

2 参考（病児保育事業担当職員名簿）

※事業を担当するすべての職員について記載してください。

※主な職員以外の担当者が人事異動等により交代する場合は、変更届の提出は必要ありません。

様式第3号

令和 年 月 日

(提出先)

大阪市長

名 称
代表者氏名

病児保育事業廃止（休止）届

標記について、児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業を廃止（休止）したいので、同法第34条の18第3項の規定に基づき届出します。

経営者 氏名 (法人の名称)	
経営者 住所 (主たる事務所の所在地)	
施設の名称	
施設の所在地	
事業廃止（休止） 年 月 日	令和 年 月 日
廃止（休止）理由	
現に便宜を受けて いる児童に対する 措置	
休止予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日